

一般社団法人明専会 理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人明専会(以下「当法人」という。)の理事会に関する事項に関して定める。
なお、法令または定款に定めるもののほかは、この規程に定めるところによる。

(構成および権限)

第2条 理事会は、理事全員をもってこれを構成し、会務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。
2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(開催)

第3条 定款第39条に基づき、理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。原則として2月、5月、12月とする。
3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めるとき。
(2) 会長以外の理事の3分1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
(4) 定款第31条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集権者)

第4条 理事会は、定款第40条第1項に定めるところにより、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(招集通知)

第5条 理事会の招集通知は、原則として、開催期日の2週間前までに、理事および監事に対し発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
2 理事会の招集通知は、開催日時、場所および会議の目的たる事項を記載した書面をもって行う。ただし、緊急の場合は口頭によることができる。

(議長)

第6条 理事会の議長は、定款第41条の定めるところにより、会長とする。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、副会長がこれに当たる。
- 3 会長及び副会長共に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第8条 定款第43条により、理事会は、理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議事項)

第9条 理事会の決議を要する事項は、一般社団法人理事会規程別紙に掲げるところによる。

- 2 理事会が必要と認めた事項は前項の規定に関わらず理事会に付議しなければならない。
- 3 前項の別紙に掲げる事項であっても、緊急その他やむを得ないときは、会長、副会長および常務理事は、定款諸規定に反しない限り、理事会の決議を経ないで、業務を執行できる。この場合は、次回開催の理事会において、追認を求めなければならない。

(報告)

第10条 会長は通常理事会において、当法人の業務執行状況、その他必要な事項を説明または報告するものとする。

- 2 前項の報告事項は、次の通りとする。
 - (1) 理事会議決事項の執行経過および結果
 - (2) 当法人の運営、財務、法務、契約などに関する重要事項
 - (3) 緊急を要するため理事会の議決を得る前に執行した事項
 - (4) 協業取引または自己取引

(役員以外の出席)

第11条 理事会が必要と認めたときは、理事および監事以外の者を理事会に出席させて、説明および意見を求めることができる。

(議事録)

第12条 定款45条の定めにより、理事会の議事は、その経過と結果を議事録に記載し、出席した代表理事と監事が記名押印しなければならない。

- 2 理事および監事には、議事録の写し、および理事会の資料を送付する。

(書記)

第13条 理事会に書記をおき、事務局の所定の者がこれにあたる。

- 2 書記は議長の命をうけて、理事会の開催、議事録の作成保管、その他、理事会の事務にあたる。

附則

- 1 この規程は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 これにより、平成23年9月の理事会決議により定められた社団法人明専会 理事会規程を廃止する。
- 3 この規程の改正は、理事会の議決を経たうえ行うものとし、その後に開催される総会に報告するものとする。

4 誤記訂正 平成 26 年 2 月 6 日